

診断書その他の文書料のご負担について

当診療所では、直島町立診療所の設置及び管理に関する条例に基づき、診断書その他の文書料の作成手数料を以下のとおり負担をお願いしています。

種 類	手 数 料
一般診断書	1,000円
簡単な証明書	500円
健康診断書	1,000円
交通事故用並びに傷害診断書	3,000円
交通事故用並びに傷害明細書	1,000円
死亡診断書	3,000円 (ただし、2枚目から1,000円)
死体検案書(変死の場合)	10,000円 (ただし、2枚目から2,000円)
死体検案書(病死の場合)	5,000円 (ただし、2枚目から1,000円)
厚生年金診断書・障害年金診断書 生命保険障害診断書・生命保険廃疾診断書	7,000円
恩給診断書・身体障害者診断書 生命保険診断書(生命保険入院証明書・生命保険診療証明書・生命保険死亡診断書) 簡易保険被保険者症状(死因)調査票	5,000円
調理師・理容師・美容師免許診断書 接客業者開業用診断書・毒劇物取扱免許診断書 銃砲刀剣所持用診断書	3,000円
警察関係診断書・裁判所関係診断書	3,000円
出生証明書・死産証明書	1,500円
生命保険診断書(診断書発行後照会、面談料)	2,000円

※ 各費用の額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を費用の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

上記には診察料・検査料は含みません。また、該当項目以外のものは上記に準じます。なお、介護保険における意見書等の手数料は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項及び第53条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準に基づいて定める額を負担していただきます。